

## 事故防止のための指針

### 1 事故対策の基本方針

介護老人保健施設あたごナーシングビル（以下は当施設）は事故対策に関する指針を定め、施設の方針とする。

#### 1) 事故発生防止のための基本的な考え方

当施設は安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、常に改善を行い、社会的な評価を得られるよう全力を上げて運営を行う。そのために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、施設の保全について計画的に取り組む。また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう常日頃から全職員でもって自己研磨に取り組み、事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努める。

#### 2) リスクマネジメント体制整備

介護事故防止・対応マニュアルに基づき、インシデントやアクシデントなどが発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、事故防止委員会にてその内容について検討する。

#### 3) 事故防止委員会設置の目的

施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供できる事を目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組む。

#### 4) 事故防止委員会の構成委員

事故対策委員会は管理者、看護・介護職員、理学療法士又は作業療法士、通所リハ職員、事務職員、ケアマネで構成する。

#### 5) 事故防止委員会の開催

定期的に1ヶ月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催する。

#### 6) 事故防止委員会の役割

①相談・苦情・インシデント報告書、アクシデント報告書の整備。介護事故等未然防止のため、相談・苦情・インシデント報告書、アクシデント報告書等の様式について定期的に見直し、必要に応じて更新する。

②インシデント報告、アクシデント報告の分析及び改善策の検討

各部署から報告のあったインシデント報告、アクシデント報告を分析し、事故発生防止の為に改善策を検討する。

③改善策の周知徹底

検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図る。

## 2 職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、介護事故等を分析した結果を踏まえ、毎月1回の担当者会議において確認周知を行い、年1回以上の職員研修を実施する。

## 3 介護事故発生時の対応に関する基本方針

### 1) ご利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な処置を講じるなど速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う必要があるときは、速やかに応じるものとする。

### 2) ご家族等に対する連絡・説明

ご家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるように努める。

①事故発生状況及び施設職員の対応の状況

②事故の発生原因及びその再発防止策

③事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

### 3) その他の連絡・報告について

かかりつけ医、サービス事業所等に連絡し、骨折等の大事故については、市町村に対して介護事故等の必要な報告を行う。

## 4 介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、事故防止委員会にてアクシデント報告書を集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知した上で実施する。尚、防止策を講じた際にはその効果について評価する。

## 5 事故発生防止のための基本方針の公表

当施設の事故発生防止のための指針は、利用者の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表し、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。

令和7年4月1日

介護老人保健施設あたごナーシングピラ